

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 丸八証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 正行
(J A S D A Q ・ コード 8700)
問合せ先 執行役員 I R 担当兼総合企画部長
里野 泰則
電 話 052 - 261 - 3235

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成18年6月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により当社定款を変更するものであります。

(1) 「会社法」の施行に合わせ、株券を発行する旨や会社の各機関の設置等を明記するものであります。

第8条(株券の発行)を新設

第18条(取締役会)を新設

第30条(監査役及び監査役会)を新設

第40条～第43条(会計監査人の設置、選任、任期、報酬等)を新設

(2) 会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

(3) 会社法第426条第1項並びに第427条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その役割と能力を十分に発揮することができるよう、第29条(取締役の責任軽減・社外取締役の責任限定)及び第39条(監査役の責任軽減・社外監査役の責任限定)を新設するものであります。

なお、第29条及び第39条の規定新設に関しましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

(4) 会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

(5) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。第15条(決議の方法)

(6) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更・字句及び条数などの修正を行うものであります。

変更案の第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第44条、第45条、第46条

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月24日(土)

定款変更の効力発生日 平成18年6月24日(土)

3. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u> (新設) (新設) (名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、<u>自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式にかかる株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式にかかる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、<u>予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数および選任方法) 第17条 当会社の取締役は、9名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により、選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議により、取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役1名および取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 (省略) 2. (")</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (省略) 2. (")</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任軽減・社外取締役の責任限定) 第29条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第25条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第30条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任軽減・社外監査役の責任限定)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置) 第40条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任) 第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期) 第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第32条 当社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各 <u>営業年度末日</u> を <u>決算期</u> とする。	第44条 当社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(配当金)	(期末配当金)
第33条 当社の <u>株主配当金</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</u>
(配当金除斥期間)	(期末配当金の除斥期間等)
第34条 <u>株主配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>	第46条 <u>期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>
(新設)	2. <u>未払いの期末配当金には利息をつけない。</u>
(新設)	改正年月日 平成 18年 6月 24日